

令和4年第3回会津若松市

農業委員会総会議事録

- 1 日時 令和4年3月22日 午後1時30分から
- 2 場所 会津若松市役所北会津支所ピカリンホール
- 3 委員 農業委員 19名 農地利用最適化推進委員 18名
- 4 出席した農業委員 19名

1番委員	庄司 遼	2番委員	多田 善信	3番委員	長尾 好章
4番委員	渡部 一夫	5番委員	折笠 康裕	6番委員	星 富士雄
7番委員	大竹 健司	8番委員	佐野 和枝	9番委員	小檜山 祐一
10番委員	丸山 世子	11番委員	吉田 和明	12番委員	渡邊 直也
13番委員	吉田 武幸	14番委員	弓田 秀一	15番委員	佐々木 隆夫
16番委員	渡部 裕末	17番委員	奈良橋 渉	18番委員	渡部 政美
19番委員	永井 茂				

出席した農地利用最適化推進委員 16名

1番委員	二瓶 正貴	2番委員	島影 盛継	3番委員	本田 武史
4番委員	室野井 建一	5番委員	佐藤 直意	6番委員	菅井 洋一
7番委員	鈴木 衛	8番委員	佐藤 恒男	9番委員	渡部 政治
10番委員	武田 久美子	11番委員	二瓶 幸太郎	12番委員	鈴木 純一
				15番委員	高橋 一美
16番委員	岩橋 近芳	17番委員	棚木 信治	18番委員	手代木 久司

- 5 欠席した農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

欠席した農地利用最適化推進委員 2名

13番委員	皆川 庄司	14番委員	星 俊典		
-------	-------	-------	------	--	--

- 6 出席した事務局職員

事務局長	赤谷 孝二	事務局次長	余田 郷太	主任主査	入岡 直子
主任主査	川島 秀親	主任主査	慶徳 幸一郎		

農政課

技師	藤田 優志				
----	-------	--	--	--	--

<p>会 長</p>	<p>只今より、令和4年第3回会津若松市農業委員会総会を開催いたします。 これより日程に基づき議事を進めますが、留意事項について先に申し述べます。 総会資料は個人情報であり、農業委員及び農地利用最適化推進委員には守秘義務が課されていることから、その取り扱いについては十分注意願います。 また、会議中においては、携帯電話のスイッチは切っておくか、マナーモードに設定願います。会議中の私語については、各自慎むようご協力をお願いいたします。また、会議中の飲食は、ご遠慮くださるようお願いいたします。 なお、議案に対する質問等については、挙手の上、許可を得た後に、起立いただき、発言をお願いいたします。 また、本日は議事に関係する委員がおられますので、該当する議案については、退席されますようご理解とご協力をお願いいたします。 本日出席の農業委員は19名でありまして、定足数に達しております。 また、会津若松市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は16名であります。 それでは只今より会議を開きます。 まず、議事録署名委員の指名についてであります。署名委員については、例により私からご指名したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。農業委員6番・星富士雄委員、農業委員7番・大竹健司委員、以上二名の方をご指名申し上げます。 ご了承願います。 始めに、議案第10号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。 提出案件について、各地区担当委員の調査報告を求めます。</p> <p>南四合・町北地区担当委員より1番について説明願います。</p>
<p>(農業委員3番) 長尾 好章 委員</p>	<p>議案第10号1番について、農業委員3番長尾より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 1番の案件につきましては、新規就農者に対する農家間での所有権の移転を許可しようとするものです。 なお、この案件の譲受人の権利取得後における経営面積は50aを下回っておりますが、その経営が集約的に行われるものであることから、農地法施行令第2条第3項第1号に規定する下限面積要件の例外に該当するものです。 調査月日は、3月11日午後4時より、地区担当委員3名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長 (農業委員14番) 弓田 秀一 委員</p>	<p>高野地区担当委員より2番について説明願います。</p> <p>議案第10号2番について、農業委員14番弓田より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、3月20日午後1時より、地区担当委員1名が申請書記載内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

<p>会 長</p> <p>(農業委員 9 番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>湊地区担当委員より 3 番から 4 番について説明願います。</p> <p>議案第 1 0 号 3 番から 4 番について、農業委員 9 番小檜山より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、親族間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、3 月 1 5 日午後 3 時より、地区担当委員 2 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p> <p>(農業委員 6 番) 星 富士雄 委員</p>	<p>川南地区担当委員より 5 番から 6 番について説明願います。</p> <p>議案第 1 0 号 5 番から 6 番について、農業委員 6 番星より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件については、農家間での農地の所有権の移転を許可しようとするものです。 調査月日は、3 月 1 5 日午後 2 時より、地区担当委員 3 名が申請書記載内容について農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件を現地調査チェック表により各項目ごとに調査を実施した結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>各地区担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について ご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>それではお諮りします。議案第 1 0 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会 長</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 1 0 号は原案のとおり決せられました。 次に、議案第 1 1 号の審議に移る訳ですが、私に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律 第 3 1 条の規定に基づき退席の許可を願います。 以降の進行は、渡部会長職務代理者をお願いします。</p> <p>永井会長 退席</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>議長を交代いたしました。それでは、議案第 1 1 号 農用地利用集積計画の作成についてを議題といたします。</p> <p>※農業委員会等に関する法律第 3 1 条の規定に基づき退席 星 富士雄 委員 退席 渡邊 直也 委員 退席 吉田 武幸 委員 退席 弓田 秀一 委員 退席 ※関係する議案により退席 農地利用最適化推進委員 二瓶 正貴 委員 退席 武田 久美子 委員 退席</p>

	<p style="text-align: center;">高橋 一美 委員 退席</p> <p>まず、所有権移転について各地区担当委員の調査報告を求めます。 神指地区担当委員より1番について説明願います。</p> <p>推進委員5番佐藤より議案第11号所有権移転の1番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間による所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき3月13日午前10時より地区担当委員3名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>荒井地区担当委員より2番について説明願います。</p>
<p>(推進委員18番) 手代木久司 委員</p>	<p>推進委員18番手代木より議案第11号所有権移転の2番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、農家間による所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき3月15日午後2時より地区担当委員3名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>川南地区担当委員より3番について説明願います。</p>
<p>(農業委員2番) 多田 善信 委員</p>	<p>農業委員2番多田より議案第11号所有権移転の3番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、認定農業者へ所有権の移転をしようとするものです。 農地価格等の申請内容につきましては、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき3月15日午後2時より地区担当委員3名が、申請人の立会いのもと調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>次に利用権設定についてお願いします。 各地区担当委員の調査報告を求めます。 南四合・町北地区担当委員より1番から2番について説明願います。</p>
<p>(農業委員3番) 長尾 好章 委員</p>	<p>農業委員3番長尾より議案第11号利用権設定の1番から2番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 1番の案件については、農家間における利用権設定であり、2番の案件については、農業を営む法人に対する利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月11日午後3時30分より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>旧市・一箕・東山地区担当委員より3番から6番について説明願います。</p>

(農業委員 15 番) 佐々木隆夫 委員	<p>農業委員 15 番佐々木より議案第 11 号利用権設定の 3 番から 6 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件については、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 15 日正午より地区担当委員 4 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会長職務代理者	<p>高野地区担当委員より 7 番から 14 番について説明願います。</p>
事務局	<p>高野地区担当委員が欠席、退席しておりますので、事務局より議案第 11 号利用権設定の 7 番から 14 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>7 番から 10 番および、12 番から 14 番の案件につきましては、農家間における利用権設定であり、11 番の案件については、農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 20 日午後 1 時 30 分より地区担当委員 1 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会長職務代理者	<p>神指地区担当委員より 15 番から 22 番について説明願います。</p>
(推進委員 5 番) 佐藤 直意 委員	<p>推進委員 5 番佐藤より議案第 11 号利用権設定の 15 番から 22 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 13 日午後 2 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会長職務代理者	<p>門田地区担当委員より 23 番から 33 番について説明願います。</p>
(推進委員 2 番) 島影 盛継 委員	<p>推進委員 2 番島影より議案第 11 号利用権設定の 23 番から 33 番について、ご報告いたします。</p> <p>なお、33 番につきましては川南地区の農地も含んでおりますが、面積が多い門田地区からご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>23 番から 25 番の案件につきましては、農業を営む法人に対する利用権設定であり、26 番から 27 番の案件につきましては農家間における利用権設定です。</p> <p>また、28 番から 33 番の案件につきましては認定就農者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 14 日午後 1 時 30 分より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
会長職務代理者	<p>大戸地区担当委員より 34 番について説明願います。</p>
(推進委員 11 番) 二瓶幸太郎 委員	<p>推進委員 11 番二瓶より議案第 11 号利用権設定の 34 番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>この案件につきましては認定農業者に対する利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第 18 条各号及び市基本構想の内容に照らし</p>

<p>会長職務代理者</p>	<p>て、調査チェック表に基づき、3月13日午前11時30分より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>(農業委員9番) 小檜山祐一 委員</p>	<p>湊地区担当委員より35番から37番について説明願います。</p> <p>農業委員9番小檜山より議案第11号利用権設定の35番から37番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>これらの案件につきまして、35番から36番の案件については、農家間における利用権設定であり、37番については農業者年金受給継続のための利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月14日午前10時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(農業委員17番) 奈良橋 渉 委員</p>	<p>荒井地区担当委員より38番から45番について説明願います。</p> <p>農業委員17番奈良橋より議案第11号利用権設定の38番から45番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>38番から43番の案件については、農家間における利用権設定であり、44番、45番の案件については、農地中間管理事業を活用した利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月15日午後3時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(農業委員2番) 多田 善信 委員</p>	<p>川南地区担当委員より46番から54番について説明願います。</p> <p>農業委員2番多田より議案第11号利用権設定の46番から54番について、ご報告いたします。</p> <p>なお、54番の案件につきましては、館ノ内地区の農地も含んでおりますが、面積が多い川南地区より報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>46番から51番、53番から54番の案件については、農家間における利用権設定であり、52番の案件については、新規就農者に対する利用権設定です。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月15日午後3時より地区担当委員3名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(農業委員16番) 渡部 裕末 委員</p>	<p>館ノ内地区担当委員より55番から58番について説明願います。</p> <p>農業委員16番渡部より議案第11号利用権設定の55番から58番について、ご報告いたします。</p> <p>詳細については議案書記載のとおりであります。</p> <p>55番の案件については、認定就農者であった後継者への家族間での利用権設定であり、56番から58番の案件については、農家間における利用権設定であります。</p> <p>申請内容については、基盤強化法第18条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3月15日午後2時より地区担当委員2名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>

<p>会長職務代理者</p> <p>(推進委員 6 番) 菅井 洋一 委員</p>	<p>八田地区担当委員より 5 9 番から 6 2 番について説明願います。</p> <p>推進委員 6 番菅井より議案第 1 1 号利用権設定の 5 9 番から 6 2 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 これらの案件については、農家間における利用権設定です。 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 1 3 日午後 2 時より地区担当委員 2 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(農業委員 11 番) 吉田 和明 委員</p>	<p>日橋地区担当委員より 6 3 番から 7 5 番について説明願います。</p> <p>農業委員 1 1 番吉田より議案第 1 1 号利用権設定の 6 3 番から 7 5 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 6 3 番、6 4 番の案件については、農業を営む法人に対する利用権設定であり、6 5 番から 7 5 番の案件については、農家間における利用権設定であり、 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 1 3 日午前 1 0 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p> <p>(推進委員 17 番) 棚木 信治 委員</p>	<p>堂島地区担当委員より 7 6 番から 8 7 番について説明願います。</p> <p>推進委員 1 7 番棚木より議案第 1 1 号利用権設定の 7 6 番から 8 7 番について、ご報告いたします。 詳細については議案書記載のとおりであります。 7 6 番から 8 1 番および 8 3 番から 8 7 番の案件については、農家間における利用権設定であり、8 2 番の案件については農業を営む法人に対する利用権設定であります。 申請内容については、基盤強化法第 1 8 条各号及び市基本構想の内容に照らして、調査チェック表に基づき、3 月 1 3 日午前 1 0 時より地区担当委員 3 名が調査を行った結果、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>各地区担当委員、事務局からの調査報告が終わりました。本件についてご質問ございませんか。</p> <p>(なし の声あり)</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>それではお諮りします。議案第 1 1 号農用地利用集積計画の作成についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声あり)</p>
<p>会長職務代理者</p>	<p>満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 1 1 号は原案のとおり決せられました。 ここで議長を交代いたします。</p> <p>永井会長 着席 星 富士雄 委員 着席 渡邊 直也 委員 着席 吉田 武幸 委員 着席 弓田 秀一 委員 着席</p>

<p>会 長</p>	<p>二瓶 正貴 委員 着席 武田 久美子 委員 着席 高橋 一美 委員 着席</p> <p>議長を交代いたしました。次に、議案第12号農用地利用配分計画（案）に関する意見についてを議題といたします。</p> <p>※農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席 小檜山 祐一 委員 退席</p> <p>提案理由について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第12号農用地利用配分計画（案）に関する意見についてでございますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、市町村が農用地利用配分計画（案）を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聞くものとする定められておりますので、令和4年3月7日付け3農政第1601号で会津若松市長より意見を求められております農用地利用配分計画（案）に関する意見についてをご審議いただくものであります。</p> <p>詳細につきましては、農政部農政課が参っておりますので、担当よりご説明申し上げます。</p>
<p>農政部・農政課</p>	<p>日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。</p> <p>議案第12号農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。</p> <p>3月総会の案件は、一般地区、下馬渡地区、上馬渡地区、和泉地区になります。11ページをご覧ください。一般地区になります。</p> <p>1番については農業法人設立に際し、今まで代表者名義で契約していた農地について解約し、残りの期間を同法人に貸付を行う農用地配分計画（案）になります。</p> <p>2番については、いままで借りていた耕作者が規模縮小のため農地を解約し、隣接する新たな耕作者に貸し付けを行う農用地配分計画（案）になります。</p> <p>3番については、親から子への営農を継承する農用地配分計画（案）になります。</p> <p>12ページ上段をご覧ください。下馬渡地区案件になります。</p> <p>該当農地は今まで別な耕作者が耕作しておりましたが、公社との契約を解約し、残りの期間を新たな耕作者に貸し付ける農用地配分計画（案）になります。</p> <p>12ページ下段をご覧ください。上馬渡地区案件になります。</p> <p>該当農地は今まで別な耕作者が耕作しておりましたが、公社との契約を解約し、残りの期間を新たな耕作者に貸し付ける農用地配分計画（案）になります。</p> <p>13ページ中段をご覧ください。和泉地区案件になります。</p> <p>該当農地は今まで農事組合法人が借り受けて耕作しておりましたが、法人の解散に伴い、借受していた農地を地区内の新たな耕作者に貸し付ける農用地配分計画になります。</p> <p>地区案件につきましては、農用地利用改善組合や人・農地プランでの話合いに基づき、農地の利用調整を図り、農用地利用配分計画（案）を作成したものです。詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。</p> <p>以上で説明を終わらせていただきます。</p>
<p>会 長</p>	<p>このことについて、何か質問等ありませんか。</p>

<p>会 長</p>	<p>(なし の声あり)</p> <p>それではお諮りいたします。 議案第12号農用地利用配分計画(案)に関する意見についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>(異議なし の声あり)</p> <p>満場ご異議ないものと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり決せられました。</p> <p>小檜山 祐一 委員 着席</p> <p>次に報告に移ります。 報告第5号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、及び報告第6号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についての報告をお願いいたします。 事務局より報告願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>報告第5号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の1番から6番について、事務局よりご報告いたします。 届出の詳細については、議案書記載のとおりです。 これらの案件につきましては相続等により権利取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものであります。 次に、報告第6号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告いたします。 届出の詳細については、議案書記載のとおりです。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、会津若松市農業委員会処務規則第7条第1項の規定により事務局長の専決処分とし、同第7条第2項の定めにより報告するものです。 なお、都市計画法上の意見としまして、隣接する土地との境界を明確にしてください。施工の際は、隣接地に影響のないよう十分配慮してください。必要に応じ、道路、水路等について関係部局と協議してください。敷地内の雨水排水等については、下流側水路の流下能力を十分調査し、検討してから排水してください。との意見が付されております。 報告は以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>以上、報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。</p> <p>(午後2時15分 閉会を宣言する。)</p>

この議事録は、事実と相違ないことを認め署名する。

令和4年3月24日

会津若松市農業委員会 会長

6番農業委員

7番農業委員